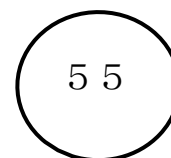


令和3年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

学校名	福岡県立福岡農業高等学校
課程又は 教育部門	全日制



1 本校におけるいじめ防止等のための目標

- (1) いじめとは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こりうることを踏まえ、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、いじめを生まない土壌をつくるために、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことを目標とする。
（「いじめ防止対策推進法」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」より）
- (2) いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめはどの学校・学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。
- (3) 生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、人権が尊重される「学校環境づくり」を推進する。その実現のため、立ち止まってのあいさつの奨励、ホームルームや授業での点呼の徹底を行う。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

- (1) 学校の教育活動全体を通じて人権が尊重される「学習活動づくり」「人間関係づくり」「環境づくり」を推進する。
- (2) 日々の授業や行事の場面で、学校教育のもつ本来の力が発揮できるよう研究と修養に努める。いじめ防止に向けて「未然防止」「早期発見・早期対応」「重大事態への対応」の3観点より職員研修等を年5回実施する。
「未然防止」では、発達障がいや性同一性障がい等、きめ細やかな対応が必要な事象についても研修を行い、生徒の居場所づくりや円滑な人間関係づくりをすすめるためのホームルームや授業の在り方を体現する。また、人権意識を高めるため立ち止まってのあいさつを職員にも実践してもらい、帰属意識を高め他人のことを認める雰囲気づくりのためHRや授業時の点呼を徹底して行う。「早期発見・早期対応」では、丁寧な生徒理解の方法について研修を行う。「重大事態への対応」では、万が一発生した生徒への対応として学校の危機管理の在り方について研修を行う。
- (3) いじめのない環境で部活動を実施するために、部室の使用法や部員の人間関係をよりよく形成できるような活動内容及び方法について機会を捉え顧問が指導を行う。
- (4) 上記取組を定期的・体系的・計画的に実施・検証・改善し継続する。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

(1) 基本的考え方

教師一人一人がいじめの発生実態と本質を正しく理解し、生徒の生活実態をきめ細かく観察し、常にその動向を学校生活全体で把握することに努める。また、日頃から教師間だけでなく学校と保護者との間で連絡を密にし、情報交換や共通理解を図る。

(2) いじめの早期発見のための措置

保健室手前の本館1階西階段付近に「相談箱」を設置し、保健室へ向かう生徒が利用しやすい環境作りで生徒から直接「SOS」を受け取ることに加え、教職員のいじめを見抜く感性を磨くとともに、日常的な生徒への声かけや心の居場所づくりに向けた学習環境づくりを充実させ、「いじめは絶対に許さない」というホームル

ームの雰囲気をつくる。あわせて、学校生活アンケート等や個人面談を定期的実施し、生徒の生活状況を把握するとともに、外部関係機関との連携により、生徒が相談しやすい環境づくりに努める。

すべての生徒を対象にした「未然防止」と気づいたときの速やかな「早期対応」「早期発見」に取り組む。また、「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識のもと、危機管理体制の構築を図る。

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

（1）基本的考え方

いじめの認知は、特定の教職員のみによることがなく、法第22条の学校いじめ対策組織に当たる「いじめ防止対策委員会」を活用して行う。けんかやふざけあいであっても、見えないところで発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

いじめがあると認知した場合、被害生徒や相談生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。組織的にその全容・実態・真実を徹底的に明らかにするための調査を行う。また、教職員の共通理解のもと、保護者の協力を得て関係機関・専門機関と連携し、対応する。インターネットを介したトラブル、けんかやふざけ合いでは、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

ただし、心理的または物理的な影響があると思われる行為を受けているにも係わらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れていじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、学校は個々の生徒理解に努め、様々な変化をとらえて適切に対応できるよう配慮するとともに、各種アンケート調査やSOSを表出しやすくなるようにオープンハートカードを配布すること、子どもホットライン24を紹介するなどの指導を行う。

（2）いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめに関する相談を受けたり、疑いのある事案を把握した場合、速やかに組織的に対応し、職員間で情報共有するとともに、管理職から県教育委員会へ電話で一報を入れる。

ア プライバシーの保護に配慮し、速やかに的確な情報収集

（部活動では、顧問が部活動指導員とも連携し担任や学年団と情報共有し情報収集に努める）

イ 事実確認のため「いじめ防止対策委員会」の開催

ウ 県教育委員会・関係者・関係機関等への報告

エ 調査による正確な実態把握のため聴取内容について真摯に傾聴する

被害・加害生徒、傍観者及び保護者等関係者への聞き取りによる事案の詳細確認

各種アンケート調査などを実施、集約

オ 解決に向けた指導・援助（被害・加害生徒及び保護者へ報告）

カ 担任や部活動顧問と連携し継続指導・経過観察

キ 学年集会や学科集会、部活動集会及び全校集会での一斉指導や職員研修等で再発防止策を講じる

上記対応については、新年度職員オリエンテーションにて非常勤講師や部活動指導員へも周知し、問題発生時には関係部署と連携を取り対応いただくこととする。

（3）いじめられた生徒又はその保護者への支援

被害生徒の立場に立ち、被害生徒を守り通すという考えを明確に示し、いじめの状況を把握するとともに、スクールカウンセラー（以下SC）や外部関係機関の助言を得ながら被害生徒及び保護者の精神的なケアを優先してすすめる。また、被害生徒にとって信頼できる人と連携し支援体制をつくる。

（4）いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

一方的、一面的な情報による解釈で対応することがないよう、いじめの事実を明確に示す情報を幅広く収集する。被害生徒と同様に、加害生徒のプライバシーを保護するとともに、迅速に保護者に連絡し、教育的配慮のもと指導を行う。その際、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、強い反省を促すとともに自らの行為の責任を自覚させる。

なお、犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、県教育委員会及び警察と連携して対処する。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめについて正しく知り、正しく考え、正しく行動できるようホームルーム活動で取り組む。また、事案内容やその他事案に関する全般に関し、発覚後もSNS等を用いて事態を悪化させることがないよう関係生徒や関係部活動及びその保護者に強く要請する。

(6) ネット上のいじめへの対応

ホームルーム活動や教科「農業情報処理」「家庭情報処理」等で情報モラル教育を充実する。

- 掲示板等の書き込みの確認とプリントアウト（写真やデータによる情報の保存）や動画保存
- 管理職への報告、関係分掌での協議
- 削除に向けて（削除依頼、上書き書き込み）
- 関係生徒の確認及び聞き取り
- 職員への事実説明及び取組の確認
- 各クラス、各学年や各部活動など所属する各団体における生徒へのネットモラルの周知徹底
- 外部関係機関への相談と通報
- 内容の中に差別発言が含まれる場合は、県や地区の人権同和教育課等関係諸機関とも十分連携を図る。

(7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされ、且つ下記一定期間以上経過したのちにいじめ防止対策委員会における協議の結果を受けて、校長が解消したと判断した場合である。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）及び該当部活動内においても誹謗中傷等を含む上記の影響が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この「相当の期間」とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、事情聴取を含む調査・確認を行い、相当の期間を設定して状況を注視する。必要があれば、再び加害生徒を出校停止等に対応し、被害者最優先で対処する。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。（この項は原文のまま、転載すること）

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時。
 - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時。
- 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
 - 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。
 - ・ 生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。
 - 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。
- ※ 「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

(1) 重大事態の発生と調査

ア) 前述の重大事態が発生した場合は、県教育委員会を通じて、県知事に重大事態の発生の報告を行う。

イ) 県教育委員会の指導・支援のもと

①学校内に重大事態の調査組織を設置する。

②被害生徒と保護者に対し、聞き取りの方法や手順等を説明し、要望があった場合は可能な限り反映する。

③調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関とも適切な連携を図る。

(2) 調査結果の提供及び報告

①被害生徒・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を福岡県個人情報保護条例に従い適切に提供する。

②調査結果については、県教育委員会を通じて県知事に報告をする。

③いじめの重大事態に関する調査結果の公表については、学校の設置者及び学校として被害生徒と保護者の意向や公表に関する関係生徒への影響を総合的に勘案して適切に判断し、調査結果を踏まえ必要な措置を行う。

④調査結果には、今後の同種の事態防止策や保護者の調査結果に対する所見を含めて記載する。

6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 いじめ防止対策委員会

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

ア) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割を担う。

イ) いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。

ウ) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割を担う。

エ) いじめの疑いに係る情報があった時には、関係のある児童生徒への事実関係の聴取や緊急会議を開いていじめの情報の迅速な共有、指導・支援方針の決定や保護者との連携など、組織的に実施するための中核としての役割を担う。

オ) 学校基本方針等について、地域や保護者の理解を得ることで地域や家庭に対して当該事案の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る役割を担う。

(3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

ア) 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

イ) 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような対応であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすること。なお、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することに留意する。

7 学校評価

(1) 重点目標

いじめに関する学校評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの問題に対して学校が問題を隠さず、いじめアセスメント(実態把握)や対応が促されるように、生徒や地域の状況を十分踏まえた上で、具体的な取り組み状況や達成状況を評価し、改善に向け組織的に取り組むこととする。

(2) 具体的目標

いじめが生じにくい、いじめを許さない環境づくりを、学校生活全体を通して学校一丸で取り組む。定期的・必要に応じたアンケートを実施するとともに、保護者へも研修会への参加を促すことや部活動顧問を含む関係職員が生徒個人面談及び保護者面談などを適切に実施するなど、いじめ防止につながっているかを適宜評価する。そのためにも、いじめ防止の取組を学校評価に位置付け、校務分掌で組織的体制を整え年度単位で評価・改善を行う。